

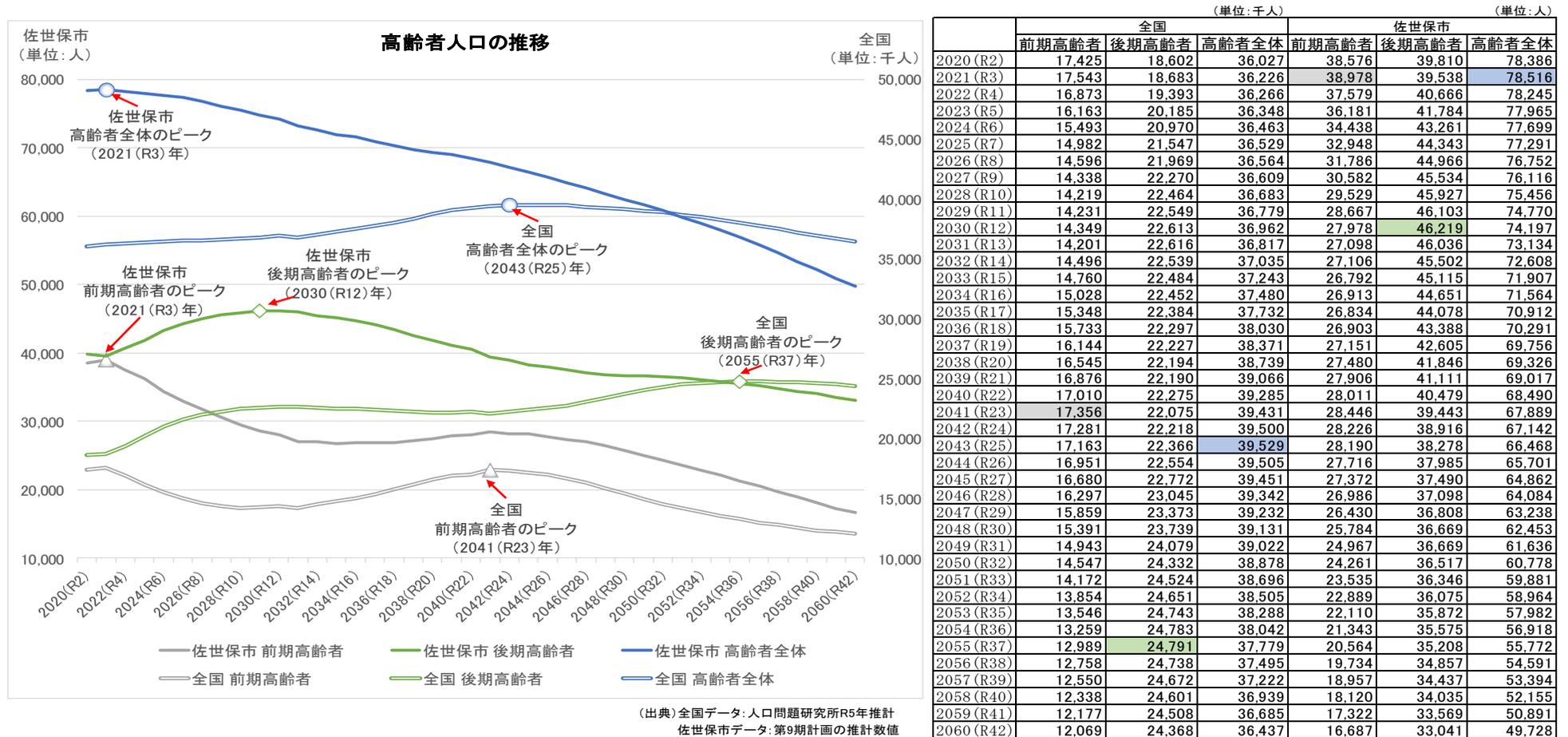
第9期介護保険事業計画策定にあたっての基本方針

1. 国の基本指針に基づく記載

(1) 2025・2040年を見据えた取組みの推進

国は、団塊の世代がすべて後期高齢者になる2025（R7）年と団塊ジュニア世代が高齢者となる2040（R22）年を見据えてサービス基盤と人的基盤の整備を図るとしているが、佐世保市の高齢者人口（全体）及び前期高齢者のピークは2021（R3）年、後期高齢者のピークは2030（R12）年に到来すると推計しており、全国と比較して約20年早くピークが到来する。

計画策定にあたっては、将来の高齢者人口の減少による需要の減少と支え手となる生産年齢人口の減少を見据え、施設整備については現状を維持しながら、介護予防や地域における生活支援の充実を進めることで、高齢者を地域で支える体制づくりに注力する。



(2) 記載を充実する事項への対応

基本指針における記載を充実する事項については、本市の実情に合わせて、できる限り計画に盛り込む方向で検討した。  
 記載を充実する事項への対応状況は、次のとおり。

基本指針において記載を充実する事項		素案記載箇所		
		記載内容	章・節	ページ
①	介護サービス基盤の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性</li> <li>・医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化</li> <li>・サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性</li> <li>・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性</li> <li>・居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> <li>・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実</li> </ul>	第2章第1節 第2節 第3章第2節 第4章第1節 第5章第2節	P6～10 P22～24 P35～40 P43～50 P70
②	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業の充実化について、第9期計画中に集中的に取り組む重要性</li> <li>・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進</li> <li>・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護支援者の取組</li> <li>・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等</li> <li>・重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進</li> <li>・認知症施策推進大綱の中間評価をふまえた施策の推進</li> <li>・高齢者虐待防止の一層の推進</li> <li>・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進</li> <li>・地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性</li> <li>・介護事業所間、医療・介護間での連携を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供</li> <li>・保険者機能強化推進交付金の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取り組みの充実</li> <li>・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進</li> </ul>	第4章第1節 第4章第2節 第5章第1節 第5章第3節 第5章第4節 第5章第5節	P43～53 P54～57 P65～69 P97～102 P103～105 P106～110
③	地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保</li> <li>・ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進</li> <li>・外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備</li> <li>・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性</li> <li>・介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用</li> <li>・文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の仕様の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）</li> <li>・財務状況等の見える化</li> <li>・介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進</li> </ul>	第4章第3節 第5章第1節	P58～60 P65～69

2. 第7次佐世保市総合計画との整合

本計画の上位計画である第7次佐世保市総合計画は、2020（R2）年度からスタートし、2027（R9）年度までの8年間を計画期間としている。  
 高齢者福祉に関しては、保健福祉政策の施策3「高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり」に位置付けられ、施策の方向性は、「介護予防等の促進」「地域における生活支援サービスの充実」「介護保険制度の適正な運営」としている。

1－（1）に記載している方向性は、この施策の方向性と合致しており、素案の「第5章 施策の展開」にそれぞれ記載している。